



# 宮 崎 県 公 報

平成27年2月16日(月曜日) 第 2667 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2	

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (7件) …………… (水産政策課) 3	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4	
○道路の供用の開始…………… ( “ ) 4	

### 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 5	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (6件) …………… ( “ ) 5	

## 告 示

### 宮崎県告示第97号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成27年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203507	有限会社ハートライフノア	宮崎県都城市八幡町8街区10号	有限会社ハートライフノア	宮崎県都城市八幡町8街区10号	平成27年1月1日	福祉用具貸与
4570203507	有限会社ハートライフノア	宮崎県都城市八幡町8街区10号	有限会社ハートライフノア	宮崎県都城市八幡町8街区10号	平成27年1月1日	特定福祉用具販売
4570401168	デイサービス 和顔愛語	宮崎県日南市板敷830番地	株式会社和顔愛語	宮崎県日南市板敷830番地	平成27年1月1日	通所介護
4570401176	デイサービスせんだんの樹	宮崎県日南市吉野方7363番1	特定非営利活動法人ヒューマンネットワーク22	宮崎県日南市吉野方3867番地	平成27年1月1日	通所介護
4572001537	デイサービス かめ家	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6036	株式会社自然愛	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地6	平成27年1月1日	通所介護
4572001552	デイサービスセンター花ほたる	宮崎県児湯郡川南町川南 20208番地1	株式会社作松	宮崎県児湯郡川南町川南 16138番地12	平成27年1月5日	通所介護

### 宮崎県告示第98号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成27年2月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570203499	さくら咲く居宅介 護支援事業所	宮崎県都城市高城 町桜木 857番地 3	株式会社はまいち	宮崎県都城市高城 町桜木1404番地 2	平成27年 1 月 5 日	居宅介護支援

宮崎県告示第99号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定に  
より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570203507	有限会社ハートラ イフノア	宮崎県都城市八幡 町 8 街区10号	有限会社ハートラ イフノア	宮崎県都城市八幡 町 8 街区10号	平成27年 1 月 1 日	介護予防福祉用 具貸与
4570203507	有限会社ハートラ イフノア	宮崎県都城市八幡 町 8 街区10号	有限会社ハートラ イフノア	宮崎県都城市八幡 町 8 街区10号	平成27年 1 月 1 日	特定介護予防福 祉用具販売
4570401168	デイサービス 和 顔愛語	宮崎県日南市板敷 830番地	株式会社和顔愛語	宮崎県日南市板敷 830番地	平成27年 1 月 1 日	介護予防通所介 護
4570401176	デイサービスせん だんの樹	宮崎県日南市吉野 方7363番 1	特定非営利活動法 人ヒューマンネッ トワーク22	宮崎県日南市吉野 方3867番地	平成27年 1 月 1 日	介護予防通所介 護
4572001537	デイサービス か め家	宮崎県児湯郡高鍋 町蚊口浦6036	株式会社自然愛	宮崎県児湯郡高鍋 町蚊口浦6195番地 6	平成27年 1 月 1 日	介護予防通所介 護
4572001552	デイサービスセン ター花はたる	宮崎県児湯郡川南 町川南 20208番地 1	株式会社作松	宮崎県児湯郡川南 町川南 16138番地 12	平成27年 1 月 5 日	介護予防通所介 護

宮崎県告示第 100号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定  
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4571700832	ハートケアデイサ ービス 三股事業 所	宮崎県北諸県郡三 股町樺山4836番地 24	株式会社ハートケ ア	宮崎県都城市年見 町17号 6 番	平成27年 1 月31日	通所介護

宮崎県告示第 101号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により  
、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があっ  
た。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4571700832	ハートケアデイサービス 三股事業所	宮崎県北諸県郡三股町樺山4836番地24	株式会社ハートケア	宮崎県都城市年見町17号6番	平成27年1月31日	介護予防通所介護

## 宮崎県告示第 102号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成26年12月16日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 小林 一好 東臼杵郡門川町 小林 佑太
加入区 の 名 称	門川加入区
区 域	門川漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

## 宮崎県告示第 103号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 1 月10日
発起人の住所及び氏名	日南市 竹下 順一 日南市 有限会社 幸徳水産
加入区 の 名 称	栄松加入区
区 域	栄松漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及び小型漁船漁業

## 宮崎県告示第 104号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 1 月13日
発起人の住所及び氏名	延岡市 児玉 憲一郎 延岡市 松下 清
加入区 の 名 称	延岡加入区
区 域	延岡漁業協同組合の地区
区 分	小型しいらまき網等漁業

## 宮崎県告示第 105号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 1 月13日
発起人の住所及び氏名	延岡市 株式会社 日高水産 延岡市 有限会社 菊原水産
加入区 の 名 称	延岡加入区
区 域	延岡漁業協同組合の地区
区 分	機船船びき網漁業

**宮崎県告示第 106号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 1 月13日
発起人の住所及び氏名	日向市 柄本 登 日向市 池田 武治
加入区 の 名 称	日向市第二加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧日向漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業

**宮崎県告示第 107号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 1 月13日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 檜第一漁業生産組合 宮崎市 株式会社 木花水産
加入区 の 名 称	中部加入区
区 域	檜浜漁業協同組合の地区及び宮崎漁業協同組合の地区
区 分	機船船びき網漁業

**宮崎県告示第 108号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると

認められた。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年1月16日
発起人の住所及び氏名	児湯郡都農町 児玉 紀明 児湯郡都農町 橋本 剛
加入区 の 名 称	都農町加入区
区 域	都農町漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業

**宮崎県告示第 109号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 2 月16日から平成27年 3 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字荒内	旧	5.0 ～ 68.0	780.0
			5407番 4 地先から同郡同町同大字字才田5356番 6 地先まで	新	7.0 ～ 71.0	

**宮崎県告示第 110号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 2 月16日から平成27年 3 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字荒内	平成27年 2 月16日

5407番 4 地  
先から同郡  
同町同大字  
字才田5356  
番 6 地先ま  
で

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鮮ど市場南宮崎店

宮崎市大淀三丁目 220番地 1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 5 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

平成26年10月 6 日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年 2 月16日から平成27年 3 月16日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール宮崎

宮崎市新別府町船戸 750番 1

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成26年10月20日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年 2 月16日から平成27年 3 月16日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス郡元店

都城市郡元町 209番地 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗の所在地の変更

平成26年11月 5 日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年 2 月16日から平成27年 3 月16日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス沖水店

都城市太郎坊町1890番 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成26年11月 5 日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年 2 月16日から平成27年 3 月16日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス蓑原店  
都城市蓑原町8555 外 6 筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
平成26年11月 5 日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成27年 2 月16日から平成27年 3 月16日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン多々良ショッピングセンター  
延岡市多々良土地区画整理事業地内19- 1 - 3 街区 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 2 項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更  
平成26年11月10日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成27年 2 月16日から平成27年 3 月16日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、日向市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 2 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) J A モールひゅうが  
日向市大字富高小松崎 289 番 1 号 外35筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法附則第 5 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

平成26年10月24日

- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成27年 2 月16日から平成27年 3 月16日まで